文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

# 例外時対応基準

	J	Į.		1,	/4	
(	承川市	認	承	認	作	成

## 目次

1.	本書	の目的	勺		 	 	 	 	 		 	 		 		 		 			 		 2
	1-1.	目的.			 	 	 		 		 	 		 		 		 	 	 	 		 2
	1-2.	対象者	<b>i</b>		 	 	 		 		 	 		 		 		 	 	 	 	 	 2
2.	定義	ŧ			 	 	 		 	 	 	 	 ÷	 		 		 		 	 		 2
3.	適用	節囲.			 	 	 		 		 			 		 	 2						
4.	例夕	事象の	)検知	١	 	 	 		 		 			 		 	 	 	 	 		 	 3
		事象の																					
		報告窓																					
		例外事																					
6.	罰則	事項.			 	 	 	 	 		 			 		 	 	 		 		 	 3
改	丁履	歴表			 	 	 	 		 •	 			 	 •	 	 	 		 			 4

文書番号	例外時対応基準	頁	2/4
文書番号	例外時対応基準	頁	2/4

### 1.本書の目的

#### 1-1.目的

本文書は、重要情報取扱時の例外事象の対応に関する基準文書である。例外事象と対応方法を明確にすることで、二次被害を防止することを目的とする。

#### 1-2. 対象者

当社の従業員等で業務にて業務情報を扱うすべての者。

### 2.定義

- (1) 「情報機器」とは、PC、モバイルデバイス、電子媒体の総称とする。
- (2) 「PC」とは、社内に設置された社内 LAN パソコン (仮想 PC も含む)、モバイル PC の総称と する。
- (3) 「モバイルデバイス」とは、以下「モバイル PC」と「スマートデバイス」の総称とする。
- (4) 「モバイル PC」とは、社外に持ち出し可能なパソコンをいう。
- (5) 「スマートデバイス」とは、スマートフォンやタブレット等、パソコンと異なり、キーボードを使わず指やタッチペンでタッチスクリーンを操作する端末をいう。
- (6)「電子媒体」とは、USBメモリ等可搬型の大容量記録媒体をいう。
- (7) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (8) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、 アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。
- (9) 「ITS」とは、アイティエス システム部門をいう。
- (10) 「ICT 情報セキュリティ事務局」とは ICT 情報セキュリティ推進の実務を行う組織をいう。

#### 3. 適用範囲

当社における「例外事象」とは次のような当社のセキュリティを脅かす事象(予兆も含む) を指す。

- ・ マルウェアに感染した場合、または感染が疑われる場合
- ・ 情報機器の盗難・紛失
- ・ 重要情報の誤送信(メール、許可されていない外部サービスへのアップロード等)
- ・ 外部からの不正アクセスによる重要情報の漏えい
- ・ 従業員等の内部不正による重要情報の漏えい
- · ランサムウェア等によるPCまたはサーバ内データの使用不能化
- ・ 疑わしいメール (フィッシングメール、標的型攻撃メール、ビジネスメール詐欺 等) による被害
- · SNS 使用における、当社重要情報の漏えい、当社へのクレーム、中傷、炎上等
- 業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合

文書番号	例外時対応基準	頁	3/4
------	---------	---	-----

### 4.例外事象の検知

(1) 従業員等は、情報機器の挙動や外部サービスの閲覧により、例外事象を認識した場合、または疑われる場合は「5. 例外事象の報告」に従う。

ITSは、システムログ、PC操作ログ等により、例外事象を調査する。

必要に応じて、従業員等および外部委託先等に協力を要請する。

### 5.例外事象の報告

#### 5-1. 報告窓口

従業員等は、例外事象またはその兆候を発見した場合、すみやかに ITS へ報告すること。

() () ()	19171=	学家よれば、60元候を光光した場合、 90% でから To Na 9 0 C C。
		084-957-3380 (業務時間内)
電	話	090-9951-3380 (業務時間外)
		090-7374-2261 (業務時間外)

#### 5-2. 例外事象発生時の対応

例外事象が発生した場合、以下の対応を行うこと。

- (1) ITS は、報告された例外事象に応じて、被害の特定、原因の分析を行う。
- (2) ITS は、必要に応じて、調査結果をもとに再発防止策を作成する。
- (3) 従業員等は、ITS から再発防止策が提示された場合は、その対策を実施する。
- (4) ITS は、上記内容を ICT 情報セキュリティ推進事務局へ報告する。

### 6.罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号 例外時対応基準	頁	4/4
--------------	---	-----

## 改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実施日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		
			,			